

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2022年 6月24日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 鳥取県西伯郡南部町原938-2	
氏 名 TVC株式会社	
代表取締役社長 西村 洋	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0859-66-5000	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	TVC株式会社
事業場の所在 地	鳥取県西伯郡南部町原938-2
計画期 間	令和 4年4月1日 ～ 令和 5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	輸送用機械器具製造業
2 事業の規 模	昨年度の製品出荷額 179.8億円
3 従業員 数	685人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1に記載

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙－２に記載			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（令和３年度）実績】 ※別紙－３に記載		
	産業廃棄物の種類		
	排出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別方法の分かる表示を掲示すると共に、全社員へ教育を行い分別の徹底を行った。		
②計画	【目標】 ※別紙－３に記載		
	産業廃棄物の種類		
	排出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の分別状況を確認し、注意喚起・再教育を重ね、分別の徹底を図る		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類は別紙－３に記載。 ・分別表示を掲示し全社員に教育を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類は別紙－３に記載。 ・分別状況を確認し、注意喚起・再教育で分別の徹底を図る。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】 ※別紙－3に記載		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t	t
	再生利用業者へ の 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者へ の処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t

		(これまでに実施した取組) ・有価売却先を開拓し産業廃棄物発生量を抑えた。 (廃油として処理委託 ⇒ 有価売却) ・汚泥脱水設備を定期的にメンテナンスし、効率的な脱水による汚泥重量の削減を行った。 ・鉍さい類を管理型埋立処分から、順次リサイクル化に転換した。
--	--	--

(第5面)

	②計画	【目標】 ※別紙－3に記載		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 分別の徹底と分別状況の確認。 更なる有価売却先の開拓。 廃液を自社の排水処理施設にて処理し、廃棄物発生量を抑制する。 廃液を自社の乾燥設備にて気化処理し、廃棄物発生量を抑制する。 鉍さい類の優良認定業者への委託～中間処理業者を経て、排出量のほぼ全量をリサイクル化への維持を図る。		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙－１

産業廃棄物の一連の処理の工程

①汚泥類、②廃油類、③廃酸・廃アルカリ類、

産廃業者に委託 ⇒ 焼却 ⇒ 残渣を路盤材としてリサイクル

④廃プラ類（ゴムくず：塩素含有）

産廃業者に委託 ⇒ 粉碎・焼却 ⇒ 残渣を路盤材としてリサイクル

⑤廃プラ類（ゴムくず：塩素不含有）

産廃業者に委託 ⇒ 粉碎 ⇒ 燃料としてリサイクル

⑥廃プラ類（焼却）

産廃業者に委託 ⇒ 焼却 ⇒ 残渣を路盤材としてリサイクル

⑦廃プラ類（R P F）

産廃業者に委託 ⇒ 圧縮固化 ⇒ 燃料としてリサイクル

⑧廃プラ・金属くず類

産廃業者に委託 ⇒ 粉碎・焼却 ⇒ 残渣を路盤材としてリサイクル

⑨木くず類

産廃業者に委託 ⇒ 粉碎 ⇒ 燃料としてリサイクル

⑩ガラスくず（蛍光管）

産廃業者に委託 ⇒ 粉碎 ⇒ ガラスカレット・蛍光体・金属原料としてリサイクル

⑪ガラスくず（石綿含有）

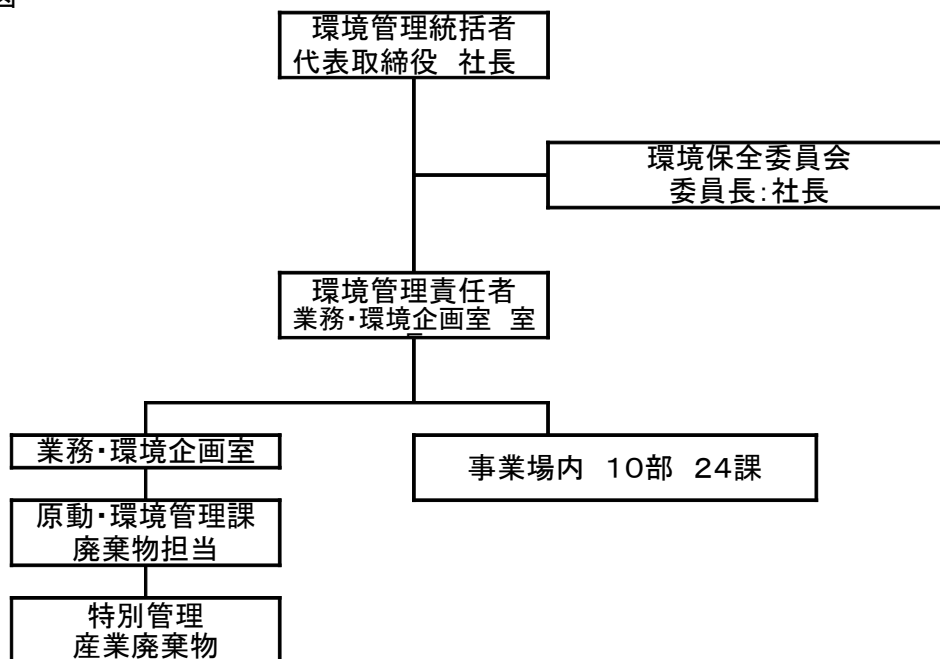
産廃業者に委託 ⇒ 管理型埋立処分

⑫鉱さい類

産廃業者に委託 ⇒ 粉碎等中間処理 ⇒ セメント材料・路盤材などとしてリサイクル

(別紙－2) 管理体制図

(1)組織図



(2)職務分担

役割	役職名	職務内容
環境管理統括者	代表取締役 社長	会社全体の統括責任者、廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認
環境管理責任者	業務・環境企画室 室長	環境保全活動に関する推進責任者、廃棄物管理運営上の必要事項の検討
産業廃棄物管理責任者	原動・環境管理課	環境管理責任者の指示に基づき産業廃棄物全般の管理責任者
環境管理推進者	-	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 特別管理産業廃棄物管理管理責任者の設置 特別管理産業廃棄物を含む廃棄物の管理業務の推進 廃棄物処理委託契約の締結 マニフェストの交付と管理 官公庁への報告、処分場の査察他 社員、関連企業に対する情報提供、支援及び指導

(別紙－３)

令和3年度の産業廃棄物発生量(実績)

[illegible]

令和4年度の産業廃棄物発生量(目標)

[illegible]